

諮問第 8 号

古賀都市計画ごみ処理場の変更
(古賀市決定)

古賀都市計画ごみ処理場の変更（古賀市決定）

古賀都市計画ごみ処理場を福岡広域都市計画ごみ処理場に名称を改め、次のように変更する。

名 称		位 置	面積	備 考
番 号	ごみ処理場名			
1	古賀市外1市4町じん芥 処理組合ごみ処理場 西部清掃工場	古賀市筵内1976番地 他	7.8ha	処理能力 焼却施設 260t/日 リサイクルプラザ 48t/日 最終処分場 33,000m ³

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画ごみ処理場の名称を変更するものです。

古賀市都市計画図

1:10,000


平成二十七年一月

変更概要
 都市計画区域統合に伴い、都市計画ごみ処理場の名称を変更する。
 (変更前) 古賀都市計画ごみ処理場等
 (変更後) 福岡広域都市計画ごみ処理場等

資料
 諮問第8号関係

名称：古賀市外1市4町じん芥処理組合ごみ処理場西部清掃工場
 面積：約7.8ha

用途地域	制限事項
第1種低層住居専用地域	準防火地域
第2種低層住居専用地域	地区計画等区域
第1種中高層住居専用地域	上段 容積率
第1種住居地域	下段 建ぺい率
第2種住居地域	上段 高さ制限 m
近隣商業地域	中段 壁面後退距離 m
商業地域	下段 最低敷地面積
準工業地域	高さ制限 建築物の高さの制限
工業地域	壁面後退距離 外壁の後退距離の限度
工業専用地域	最低敷地面積 建築物の敷地面積の最低限度
	準都市計画区域
	特定用途制限地域
	田園居住地区
	特定用途制限地域
	筑紫野古賀線沿線地区



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種中高層住居専用	第一種住居	第二種住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
第一種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○